

**令和6年度 公園及び公園施設の
指定管理者選定評価委員会
指定候補者選定結果報告書**

令和6年9月

目次

1	趣旨	2
2	横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会委員	2
3	公園及び公園施設の指定管理者選定経過	2
4	審査の考え方	3
5	応募者の資格（制限）の確認	3
6	指定管理者選定基準、審査視点、配点	3
7	応募団体数及び審査結果	5
8	審査得点、審査講評	6
(1)	平安公園（プール及び子供用プールに限る。）、岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）、	6
(2)	白幡仲町公園（子供用プールに限る。）、六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）、	7
(3)	横浜市こども植物園、横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）、	8
(4)	川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）、	9
	鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）、	
(5)	洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、	10
	磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）、森町公園（プール及び子供用プールに限る。）、	
(6)	海の公園	11
(7)	菊名池公園（プールに限る。）、綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）、	12
(8)	千草台公園（プール及び子供用プールに限る。）、茅ヶ崎公園（プールに限る。）、山崎公園（プー	13
	ル及び子供用プールに限る。）、	
(9)	しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）、宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに	14
	限る。）、	

1 趣旨

令和6年度の公園及び公園施設の指定管理者の選定について、「横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会運営要綱」及び「横浜市公園及び公園施設指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、指定管理者の選定を行いました。

「横浜市公園条例」に基づき設置される「横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類審査（一次審査）及び面接審査（二次審査）を実施し、応募団体の中から対象公園及び公園施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を、指定候補者に選定しました。

2 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会委員

役職名	氏名	所属	専門分野
委員長	金子 忠一	元東京農業大学 地域環境科学部造園科学科 教授	公園計画
委員	川西 千穂	川西税務労務事務所 税理士・社会保険労務士	企業財務
委員	鈴木 修二	独立行政法人都市再生機構 統括役	公園管理実務
委員	飯島 健太郎	東京都市大学 環境学部 教授	環境緑地
委員	桂 由佳	ライフデザインラボ 代表	利用者代表

3 公園及び公園施設の指定管理者選定経過

- (1) 公募のお知らせ 令和6年3月12日（火）
- (2) 公募要項等（共通公募要項、共通業務仕様書ほか公募資料全般）の配布（ウェブサイトに掲載）
3月19日（火）から5月17日（金）まで
- (3) 応募説明会 4月3日（水）
- (4) 現地見学会 4月5日（金）及び8日（月）
- (5) 公募要項等に関する質問受付 4月10日（水）から4月17日（水）まで
- (6) 公募要項等に関する質問への回答 4月30日（火）
- (7) 応募書類の受付 5月17日（金）
- (8) 書類審査（一次審査） 6月25日（火）
- (9) 面接審査（二次審査） 7月9日（火）
公園プール
（平安公園・岸谷公園、白幡仲町公園・六角橋公園、
川辺公園・大貫谷公園・鶴ヶ峰本町公園、洋光台南公園・
芦名橋公園・磯子腰越公園・森町公園、菊名池公園・
綱島公園、千草台公園・茅ヶ崎公園・山崎公園、
しらゆり公園・宮沢町第二公園）
7月12日（金）
横浜市こども植物園・横浜市児童遊園地、海の公園
- (10) 指定候補者の選定及び選定結果の通知 9月中予定
- (11) 指定管理者の指定 12月下旬予定
- (12) 指定管理者との基本協定締結 令和7年1月下旬締結予定

4 審査の考え方

公園及び公園施設の指定候補者選定にあたっては、各公園及び公園施設の「横浜市の公園及び公園施設指定管理者公募要項」、「公園及び公園施設の指定管理者選定基準」等に従い、応募団体の提出書類に対する書類審査（一次審査）にて面接審査（二次審査）へ進む応募団体を選定しました。面接審査（二次審査）では応募団体によるプレゼンテーション及び選定評価委員会委員による質疑を実施のうえ、指定候補者を選定しました。

書類審査（一次審査）では、（1）各委員の平均点が、加減点を除く 110 点満点中 66 点以上であること、（2）第 1 位の団体との得点差が 15 点以内の団体であること、（3）収支計画以外の大項目について、各委員の平均点が 5 割以上を満たすこと、を書類審査通過基準としました。面接審査（二次審査）では、書類審査（一次審査）での採点を参考に質疑等を実施のうえ、加減点項目を加えて 130 点満点とし、総合的な審査を行いました。

指定候補者の決定については、各委員の面接審査採点結果の平均を審査得点とし、審査得点の高い団体を指定候補者として選定しました。

5 応募者の資格（制限）の確認

審査にあたり、公募要項に定める応募条件等（応募者の資格、欠格条件等）について、すべての応募団体について問題のないことを確認しました。

6 指定管理者選定基準、審査視点、配点

【合計】 130 点（うち加減点項目 -5 点から +20 点）

1	適正な管理運営の基本事項	20 点	審査視点	対応様式
記載項目	(1) 管理運営にあたっての基本方針（ビジョン・ミッションを含む）	5 点	公園及び公園施設の設置目的を理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか	様式 10
	(2) 応募理由	5 点	応募団体は公園及び公園施設の管理運営を実施するにあたり、資質は十分か	様式 11
	(3) 団体の状況及び団体の財務状況	5 点	団体の財務状況は健全か、継続的な運営が可能か	様式 12
	(4) 団体の実績	5 点	健全な公園及び公園施設の管理運営を実施できる十分な実績があるか	様式 13
2	管理運営体制・方法	35 点	審査視点	
記載項目	(1) 現地の管理運営体制、必要人材の配置と職能	5 点	本市が求める業務基準やサービスを実現するために適切な業務体制か。スタッフの育成・チームワーク醸成の取組は適切か	様式 14
		5 点	通常時、時間外、緊急時の体制を臨機応変に実行できるか	
	(2) 研修方針及び計画	5 点	職員の育成や研修の成果や到達目標が明確であり、持続可能な体制であるか	様式 15 様式 17 様式 18
	(3) 苦情・要望への対応		利用者に寄り添った体制か	
	(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	10 点	個人情報の保護について適切な措置が取られているか、本市の重要施策関連の取組を提案しているか	様式 16
	(5) 災害時の緊急対策		緊急時対策は明確かつ適切か	
	(6) 安全対策、防犯対策	5 点	安全対策や防犯対策等は明確かつ適切か	
(7) 感染症対策、公衆衛生	5 点	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策や公園施設の衛生管理は適切か		

3 公園運営の取組	記載項目	(1)利用者サービスの向上・利用促進策	10点	利用者サービスの向上について具体的な提案がされているか	様式 19
		(2)広報・プロモーションの取組、情報提供	5点	効果的で、指定管理者の独創性があり、様々な工夫がされているか	様式 20
		(3)市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成	5点	公園の管理運営についての考え方やさまざまな主体との連携についての具体性があるか	様式 21
		(4)地域課題を踏まえた事業提案、地域活性化への貢献	5点	地域特性を理解し、課題やニーズを踏まえた提案か。 地域活性化につながる提案か	様式 22
4 維持管理			15点	審査視点	
		公園及び公園施設の維持管理全般	15点	公共施設として適切な維持管理・保守点検等を行う内容となっているか	様式 23
5 収支計画			5点	審査視点	
			5点	収支の積算と事業計画の整合性が図られ、業務の過半を第三者委託せずに支出経費削減の工夫等がなされているか。増収などに向けた工夫がなされているか	様式 24
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法			10点	審査視点	
			10点	公共施設の管理運営において、応募団体の創意工夫により、業務改善を図っているか	様式 25
以下、別枠採点項目					
7 加減点項目					
		代表団体が横浜市内の中小企業または地域住民を中心に設立された団体の場合	5点		様式 26
		本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	5点	①障害者雇用率が法定雇用率を超える団体 ②以下のワークライフバランス及び男女共同参画の推進を行う団体 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	
		現行の指定管理者が再応募する場合、第三者評価結果及び行政評価を総合した実績評価により加減点 (-5~+10点の範囲)		令和4年度第三者評価結果 令和5年度行政評価結果	

7 応募団体数及び審査結果

次の応募区分のうち「3 元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）、中村公園（プール及び子供用プールに限る。）」及び「5 野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）、大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）」には応募がありませんでした。このため、7月9日から再公募を実施しました（再公募に係る選定結果報告は本報告とは別に行います）。

上記以外の応募区分には、1者ずつ応募があり、応募団体すべてが書類審査（一次審査）を通過し、面接審査（二次審査）の結果、次の者を指定候補者として選定しました。なお、すべて1者応募のため、次点候補者は選定していません。

	公園及び公園施設名 (※横浜市公園条例掲載順)	応募 団体数	指定候補者
1	平安公園（プール及び子供用プールに限る。）、岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	協栄グループ
2	白幡仲町公園（子供用プールに限る。）、六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	オーエンスグループ
3	元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）、中村公園（プール及び子供用プールに限る。）	0	※ 応募なし
4	横浜市こども植物園、横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）	1	公益財団法人横浜市緑の協会
5	野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）、大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	0	※ 応募なし
6	川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）、鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	オーエンスグループ
7	洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）、森町公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	協栄グループ
8	海の公園	1	横浜市緑の協会・金沢臨海サービスグループ
9	菊名池公園（プールに限る。）、綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	オーエンスグループ
10	千草台公園（プール及び子供用プールに限る。）、茅ヶ崎公園（プールに限る。）、山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	オーエンスグループ
11	しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）、宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	1	株式会社フクシ・エンタープライズ

8 審査得点、審査講評

(1) 平安公園（プール及び子供用プールに限る。）、岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1団体 書類審査（一次審査）通過団体 1団体

ア 指定候補者

協栄グループ

（代表団体：株式会社協栄、構成団体（代表団体を除く）：株式会社協栄ビーエム）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	14.75	15	14	15	15
2 管理運営体制・方法	35	24.25	25	22	28	22
3 公園運営の取組	25	17.75	18	19	19	15
4 維持管理	15	12.50	12	13	13	12
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	8.00	8	8	9	7
7 加減点項目（市内中小企業等加減点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	80.50	81	79	88	74

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

平安公園、岸谷公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性とその活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となった協栄グループは、現指定管理者である代表団体の市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、特に、外国語を話せる地元スタッフの採用、自治会や近隣住民と連携した市民協働の取組、利用者サービスの向上を目的とする各種サービスの提供、利用者の声を具体的な事業に反映する取組、1時間に1回の頻度で行うトイレ清掃などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、SNSでの情報発信の更なる充実など、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

(2) 白幡仲町公園（子供用プールに限る。）、六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1 団体 書類審査（一次審査）通過団体 1 団体

ア 指定候補者

オーエンスグループ（現指定管理者）

（代表団体：株式会社オーエンス、構成団体（代表団体を除く）：株式会社ウェルサイエンス）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	15.50	15	15	16	16
2 管理運営体制・方法	35	24.50	25	23	27	23
3 公園運営の取組	25	18.25	18	21	19	15
4 維持管理	15	11.00	12	10	12	10
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	7.50	7	9	8	6
7 加減点項目（市内中小企業等加 本市重要施策を踏まえた応募団体の 取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	80.00	80	81	86	73

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

白幡仲町公園の子供用プール、六角橋公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性とその活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となったオーエンスグループは、現指定管理者として市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、特に、予防保全の徹底により効率的・経済的に施設設備の保守管理を行う取組、1件あたりの修繕上限額を超える場合でも市と協議して負担できる範囲と判断した場合に修繕を実施する取組、多様な利用者が利用しやすいサービスの提供、様々な自主事業の開催などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、引続き安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、SNSでの情報発信の更なる充実など、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

(3) 横浜市こども植物園、横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）

応募団体 1 団体 書類審査（一次審査）通過団体 1 団体

ア 指定候補者

公益財団法人横浜市緑の協会（現指定管理者）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	18.00	18	17	18	19
2 管理運営体制・方法	35	27.00	25	26	32	25
3 公園運営の取組	25	21.00	20	21	22	21
4 維持管理	15	12.25	12	12	13	12
5 収支計画	5	3.50	3	4	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	8.50	8	9	9	8
7 加減点項目（市内中小企業等加減点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	3.00	3	3	3	3
合計	130	93.25	89	92	101	91

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

横浜市こども植物園、横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）は、南区及び保土ヶ谷区の区境に位置し、横浜市こども植物園は、博物館類似施設として、植物を通して自然に親しむことにより、子どもたちが植物に関する知識を深め、緑を守り育てる心を育むことを目的として設置された施設です。横浜市児童遊園地は、自由広場、竹林・梅林、池・流れなどが整備され、近隣の子どもから大人まで幅広い年齢層の市民に親しまれています。

指定候補者の選定にあたっては、横浜市こども植物園の特徴である植物の収集・保存、育成・展示に関する提案や、両園の特徴を生かしたイベント・自主事業の開催、地域・ボランティアとの連携、利用促進策などを重視した審査を行いました。

指定候補者となった公益財団法人横浜市緑の協会は、現指定管理者としての長年に渡る管理運営実績を踏まえ、公益団体としての役割を生かした提案を行っており、特に、学芸員の配置、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組、多様な体験プログラム・イベントの実施、ボランティア・近隣団体と連携した市民協働・地域人材育成の活動、植物に精通した職員によるきめ細やかな相談業務などの取組を評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、これまでの安定的な管理運営を継続するとともに、新たに指定管理業務となったウェルカムセンター事業の充実、令和 11 年の周年事業の開催による都市緑化普及啓発の契機の創出、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向けた取組、SNSを活用した積極的な広報の取組、希少なコレクションを有する市内唯一の植物園という特色を生かした取組の充実などによる魅力向上を期待します。

(4) 川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）、鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1団体 書類審査（一次審査）通過団体 1団体

ア 指定候補者

オーエンスグループ（現指定管理者）

（代表団体：株式会社オーエンス、構成団体（代表団体を除く）：株式会社ウェルサイエンス）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	15.50	15	15	16	16
2 管理運営体制・方法	35	24.50	25	23	27	23
3 公園運営の取組	25	18.25	18	21	19	15
4 維持管理	15	11.25	12	10	13	10
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	7.25	7	8	8	6
7 加減点項目（市内中小企業等加減点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	80.00	80	80	87	73

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

川辺公園、大貫谷公園、鶴ヶ峰本町公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性とその活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となったオーエンスグループは、現指定管理者として市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、特に、予防保全の徹底により効率的・経済的に施設設備の保守管理を行う取組、1件あたりの修繕上限額を超える場合でも市と協議して負担できる範囲と判断した場合に修繕を実施する取組、多様な利用者が利用しやすいサービスの提供、様々な自主事業の開催などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、引続き安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、SNSでの情報発信の更なる充実など、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

- (5) 洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）、森町公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1団体 書類審査（一次審査）通過団体 1団体

ア 指定候補者

協栄グループ

（代表団体：株式会社協栄、構成団体（代表団体を除く）：株式会社協栄ビーエム）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	14.75	15	14	15	15
2 管理運営体制・方法	35	24.25	25	22	28	22
3 公園運営の取組	25	17.75	18	19	19	15
4 維持管理	15	12.25	12	12	13	12
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	8.00	8	8	9	7
7 加減点項目（市内中小企業等加減点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	80.25	81	78	88	74

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

洋光台南公園、芦名橋公園、磯子腰越公園、森町公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性とその活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となった協栄グループは、現指定管理者である代表団体の市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、特に、自治会や近隣住民と連携した市民協働の取組、利用者サービスの向上を目的とする各種サービスの提供、利用者の声を具体的な事業に反映する取組、1時間に1回の頻度で行うトイレ点検清掃などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、SNSでの情報発信の更なる充実など、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

(6) 海の公園

応募団体 1 団体 書類審査（一次審査）通過団体 1 団体

ア 指定候補者

横浜市緑の協会・金沢臨海サービスグループ

（代表団体：公益財団法人横浜市緑の協会、構成団体（代表団体を除く）：株式会社金沢臨海サービス）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	18.50	18	18	19	19
2 管理運営体制・方法	35	29.25	28	30	32	27
3 公園運営の取組	25	21.50	20	23	22	21
4 維持管理	15	12.00	12	13	12	11
5 収支計画	5	4.00	4	4	4	4
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	8.75	8	9	9	9
7 加減点項目（市内中小企業等加點、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	8.00	8	8	8	8
合計	130	102.00	98	105	106	99

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

海の公園は、金沢区にある市内で唯一の海水浴場を持つ総合公園で、潮干狩りや海水浴、マリンスポーツといった海辺のレクリエーションのほか、運動施設であるなぎさ広場などを活用した各種スポーツ、園路でのウォーキングや散歩、ジョギングなどが楽しめ、多くの市民に利用されています。

指定候補者の選定にあたっては、津波対策も含めた総合的な安全対策、海に面した公園の特殊性とその活用策、潮干狩り利用者への適正な指導のほか、アオサ発生時の対応策等を重視した審査を行いました。

指定候補者となった横浜市緑の協会・金沢臨海サービスグループは、現指定管理者である代表団体及び海浜管理、園地整備、清掃等を担当している構成団体による管理運営実績を踏まえた質の高い提案を行っており、特に、区役所等と連携した来園者参加型の津波避難訓練をはじめとする災害対応訓練の実施、海水浴・潮干狩りシーズンにおけるきめ細かな対応、アオサの効果的な除去及び堆肥化の推進による快適な環境の維持、地域や近隣施設との連携などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、これまでの安全・安心な管理運営を継続するとともに、共同事業体として、互いに協力し合うことで相乗効果を発揮し、本公園の魅力向上と賑わいづくりへの貢献、地域全体の魅力向上につながる取組を期待します。

(7) 菊名池公園（プールに限る。）、綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1 団体 書類審査（一次審査）通過団体 1 団体

ア 指定候補者

オーエンスグループ（現指定管理者）

（代表団体：株式会社オーエンス、構成団体（代表団体を除く）：株式会社ウェルサイエンス）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	15.50	15	15	16	16
2 管理運営体制・方法	35	24.75	25	24	27	23
3 公園運営の取組	25	18.25	18	21	19	15
4 維持管理	15	11.00	12	10	12	10
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	7.50	7	9	8	6
7 加減点項目（市内中小企業等加点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	80.25	80	82	86	73

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

菊名池公園のプール、綱島公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性とその活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となったオーエンスグループは、現指定管理者として市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、特に、菊名池公園プールにおける安全性に配慮した人員配置、予防保全の徹底により効率的・経済的に施設設備の保守管理を行う取組、1件あたりの修繕上限額を超える場合でも市と協議して負担できる範囲と判断した場合に修繕を実施する取組、多様な利用者が利用しやすいサービスの提供、様々な自主事業の開催などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、引続き安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、SNSでの情報発信の更なる充実など、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

(8) 千草台公園（プール及び子供用プールに限る。）、茅ヶ崎公園（プールに限る。）、山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1団体 書類審査（一次審査）通過団体 1団体

ア 指定候補者

オーエンスグループ（現指定管理者）

（代表団体：株式会社オーエンス、構成団体（代表団体を除く）：株式会社ウェルサイエンス）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	15.50	15	15	16	16
2 管理運営体制・方法	35	24.50	25	23	27	23
3 公園運営の取組	25	18.50	18	21	20	15
4 維持管理	15	11.25	12	11	12	10
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	7.25	7	8	8	6
7 加減点項目（市内中小企業等加減点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	80.25	80	81	87	73

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

千草台公園、茅ヶ崎公園、山崎公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性とその活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となったオーエンスグループは、現指定管理者として市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、特に、予防保全の徹底により効率的・経済的に施設設備の保守管理を行う取組、1件あたりの修繕上限額を超える場合でも市と協議して負担できる範囲と判断した場合に修繕を実施する取組、多様な利用者が利用しやすいサービスの提供、様々な自主事業の開催などの提案について評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、引続き安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、SNSでの情報発信の更なる充実など、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

(9) しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）、宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）

応募団体 1団体 書類審査（一次審査）通過団体 1団体

ア 指定候補者

株式会社フクシ・エンタープライズ（現指定管理者）

イ 得点

	配点	得点 (平均点)	A委員	B委員	C委員	D委員
1 適正な管理運営の基本事項	20	16.75	17	15	18	17
2 管理運営体制・方法	35	25.25	25	25	28	23
3 公園運営の取組	25	21.00	20	21	22	21
4 維持管理	15	11.00	12	11	12	9
5 収支計画	5	3.25	3	3	4	3
6 特記仕様書で示されている課題等の解決方法	10	7.50	7	8	8	7
7 加減点項目（市内中小企業等加点、本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況、実績評価加減点）	△5～ +20	0.00	0	0	0	0
合計	130	84.75	84	83	92	80

※5名の委員のうち、1名欠席し、4名の委員で審査しました。

ウ 講評

しらゆり公園、宮沢町第二公園のプール及び子供用プールは、開業が夏季に限定された地域利用型施設で、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の保持増進を図る施設です。

指定候補者の選定にあたっては、利用者にとって安全であることが第一の前提となるため、開業期間中の利用者の安全対策、利用促進策や、公園プールが持つ特殊性と其の活用策などを重視して審査を行いました。

指定候補者となった株式会社フクシ・エンタープライズは、現指定管理者として市内外における公園プールの管理実績を踏まえ、利用者の安全性に十分配慮した提案を行っており、しらゆり公園プールでの周辺施設等との連携による利用促進策、多様なイベント・自主事業の開催、SNSの活用による情報発信など、実績に基づく公園の価値や魅力を高める提案を評価しました。

指定管理者となって管理運営を行う際には、引続き安全・安心で質の高いサービスを利用者に提供し、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、提案内容の着実な実施を行うとともに、利用者増に向けた取組、地域に密着した施設運営など、プールの特性に応じて指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営を期待します。

なお、開場時間を短縮する提案については、現段階においては利用者サービスの低下につながりかねないため、次期指定期間中は、横浜市公園条例に定める開場時間とすることが望ましいです。一方で、公園プールの効率的で持続可能な運営を目指すためには、他の公園プールも含め、今後検討が考えられる提案の一つであり、次期指定期間中に細やかな利用状況の把握や、利用者の声を聴くなど、開場時間の短縮が利用者にも与える影響をふまえて、導入の可能性を検討することを期待します。